

## 目次

### 規則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（食と暮らしの安全推進課）
- 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）
- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課）

### 告示

- 昭和47年宮城県告示第373号（環境基準の水域類型の指定）の一部改正（環境対策課）
- 昭和48年宮城県告示第548号（環境基準の水域類型の指定）の一部改正（同）
- 昭和61年宮城県告示第208号（環境基準の水域類型の指定）の一部改正（同）
- 平成8年宮城県告示第608号（環境基準の水域類型の指定）の一部改正（同）

### 議会

- 宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（議会事務局総務課）
- 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（同）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 33 号 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 34 号 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 35 号 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 36 号 家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和31年宮城県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験願書</p> <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>住 所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏 名</u></p> <p style="text-align: right;"><u>生年月日</u> 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;"><u>性 別</u></p> <p style="text-align: right;"><u>個人番号</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験願書</p> <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>住 所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏 名</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日生</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>
<p>様式第5号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> </div>	<p>様式第5号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> </div>

本 籍 所  
住 所 名  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
性 別  
個 人 番 号  
電 話 番 号  
旧姓等併記希望 有 ・ 無  
旧姓又は通称名  
[略]

本 籍 所  
住 所 名  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
電 話 番 号  
旧姓等併記希望 有 ・ 無  
旧姓又は通称名  
[略]

様式第 6 号 (第10条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

[略]

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
性 別  
個 人 番 号  
電 話 番 号  
[略]

様式第 7 号 (第11条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

[略]

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
電 話 番 号  
[略]

様式第 7 号 (第11条関係)

クリーニング師免許証訂正申請書

[略]

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
性 別  
個 人 番 号  
電 話 番 号  
[略]

クリーニング師免許証訂正申請書

[略]

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生  
電 話 番 号  
[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年宮城県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 省令第7条第1項の規定による墓籍及び納骨簿は、<u>それぞれ様式第8号及び様式第9号によらなければならない。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>第6条 省令第7条第1項の規定による墓籍は、様式第8号によらなければならない。</p> <p><u>2 省令第7条第2項の規定による納骨簿は、様式第9号によらなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p>

様式第8号から第10号までを次のように改める。

墓 籍

管理者氏名

受付番号	墓地使用者	死亡者				埋蔵 又は 埋葬 年月日	備考
	住所 氏名	本籍	住所 氏名	性別	死亡 年月 日時		
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 死産の場合は、死亡者欄には、父母の本籍、住所及び氏名、死児の性別並びに分べん年月日時を記載すること。</li> <li>2 改葬に係るものにあつては、備考欄に改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者との関係（死産の場合は、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び墓地使用者との関係）並びに改葬の場所及び年月日を記載すること。</li> <li>3 埋葬の場合は、備考欄にその旨を記載すること。</li> </ol>							

納 骨 簿

管理者氏名

受付番号	焼骨収蔵委託者	死亡者				収蔵年月日	備考
	住所	本籍	住所	性別	死亡年月日時		
	氏名		氏名				
<p>注</p> <p>1 死産の場合は、死亡者欄には、父母の本籍、住所及び氏名、死児の性別並びに分べん年月日時を記載すること。</p> <p>2 改葬に係るものにあつては、備考欄に改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び焼骨収蔵委託者との関係（死産の場合は、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び焼骨収蔵委託者との関係）並びに改葬の場所及び年月日を記載すること。</p>							

火 葬 簿

管理者氏名

受付 番号	火葬申請者	死亡者				火葬 年月日	備 考
	住 所 氏 名	本籍	住 所 氏 名	性 別	死亡 年月 日時		
<p>注 死産の場合は、死亡者欄には、父母の本籍、住所及び氏名、死児の性別並びに分 べん年月日時を記載すること。</p>							

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年宮城県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示)</p> <p>第4条 条例第8条第2項（条例第9条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公示は、様式第3号により、当該犬を収容した保健所（支所を含む。）<u>又は動物愛護センター</u>の掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(公示)</p> <p>第4条 条例第8条第2項（条例第9条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公示は、様式第3号により、当該犬を収容した保健所（支所を含む。）の掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>

様式第3号及び様式第5号から様式第7号までの規定中「保健所長」を「保健所長又は動物愛護センター所長」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>様式第12号（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">引取り頭数</th> <th style="width: 15%;">手数料免除頭数</th> <th style="width: 10%;">免除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬(生後91日以上)</td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>犬(生後90日以内)</td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>猫(生後91日以上)</td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>猫(生後90日以内)</td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]					種別		引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額	犬(生後91日以上)		[略]	[略]	[略]	犬(生後90日以内)		[略]	[略]	[略]	猫(生後91日以上)		[略]	[略]	[略]	猫(生後90日以内)		[略]	[略]	[略]	<p>様式第12号（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 10%;"><u>手数料</u></th> <th style="width: 15%;">引取り頭数</th> <th style="width: 15%;">手数料免除頭数</th> <th style="width: 10%;">免除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬(生後91日以上)</td> <td><u>2,000円/頭</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>犬(生後90日以内)</td> <td><u>400円/頭</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>猫(生後91日以上)</td> <td><u>2,000円/頭</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>猫(生後90日以内)</td> <td><u>400円/頭</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]					種別	<u>手数料</u>	引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額	犬(生後91日以上)	<u>2,000円/頭</u>	[略]	[略]	[略]	犬(生後90日以内)	<u>400円/頭</u>	[略]	[略]	[略]	猫(生後91日以上)	<u>2,000円/頭</u>	[略]	[略]	[略]	猫(生後90日以内)	<u>400円/頭</u>	[略]	[略]	[略]
犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]																																																													
種別		引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額																																																									
犬(生後91日以上)		[略]	[略]	[略]																																																									
犬(生後90日以内)		[略]	[略]	[略]																																																									
猫(生後91日以上)		[略]	[略]	[略]																																																									
猫(生後90日以内)		[略]	[略]	[略]																																																									
犬又は猫の引取り手数料免除申請書 [略]																																																													
種別	<u>手数料</u>	引取り頭数	手数料免除頭数	免除金額																																																									
犬(生後91日以上)	<u>2,000円/頭</u>	[略]	[略]	[略]																																																									
犬(生後90日以内)	<u>400円/頭</u>	[略]	[略]	[略]																																																									
猫(生後91日以上)	<u>2,000円/頭</u>	[略]	[略]	[略]																																																									
猫(生後90日以内)	<u>400円/頭</u>	[略]	[略]	[略]																																																									

合計	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		
上記のとおり相違ないことを確認しました。			
保健所( 支所) 又は動物愛護センター 確認者氏名			
備考 [略]			

合計	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		
上記のとおり相違ないことを確認しました。			
保健所( 支所) 確認者氏名			
備考 [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

### 家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則（平成19年宮城県規則第40号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
家畜の種類	手数料の額			精液の注入	家畜の種類	手数料の額			
	精液の譲渡					精液の譲渡			
乳用牛	—			1頭1回につき 3,400円	乳用牛	—			1頭1回につき 2,700円
肉用牛（特） A	県内譲渡	ストロー1本につき	4,000円	1頭1回につき <u>3,400円</u>	肉用牛（特） A	県内譲渡	ストロー1本につき	4,000円	1頭1回につき <u>2,700円</u>
	その他	ストロー1本につき	1万2,000円			その他	ストロー1本につき	1万2,000円	
肉用牛A	県内譲渡	ストロー1本につき	3,000円	1頭1回につき <u>3,400円</u>	肉用牛A	県内譲渡	ストロー1本につき	3,000円	1頭1回につき <u>2,700円</u>
	その他	ストロー1本につき	9,000円			その他	ストロー1本につき	9,000円	
肉用牛B	県内譲渡	ストロー1本につき	1,950円	1頭1回につき <u>3,400円</u>	肉用牛B	県内譲渡	ストロー1本につき	1,950円	1頭1回につき <u>2,700円</u>
	その他	ストロー1本につき	5,850円			その他	ストロー1本につき	5,850円	
肉用牛C	県内譲渡	ストロー1本につき	950円	1頭1回につき <u>3,400円</u>	肉用牛C	県内譲渡	ストロー1本につき	950円	1頭1回につき <u>2,700円</u>
	その他	ストロー1本につき	2,850円			その他	ストロー1本につき	2,850円	
豚	県内譲渡	チューブ1本につき	1,600円	1頭1回につき <u>3,400円</u>	豚	県内譲渡	チューブ1本につき	1,600円	1頭1回につき <u>2,700円</u>
	その他	チューブ1本につき	4,800円			その他	チューブ1本につき	4,800円	
備考 [略]				備考 [略]					

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県告示第 300 号

昭和 47 年宮城県告示第 373 号（環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(1) 河川 ア 河川（湖沼を除く。） [略] イ 湖沼					(1) 河川 ア 河川（湖沼を除く。） [略] イ 湖沼				
水域の名称	水 域 の 範 囲	該当類型	達成期間	[略]	水域の名称	水 域 の 範 囲	該当類型	達成期間	[略]
栗駒ダム	栗駒ダム全域	<u>A</u>	[略]	[略]	栗駒ダム	栗駒ダム全域	<u>AA</u>	[略]	[略]
花山ダム	花山ダム全域	<u>A</u>	[略]	[略]	花山ダム	花山ダム全域	<u>AA</u>	[略]	[略]
鳴子ダム	鳴子ダム全域	<u>A</u>	[略]	[略]	鳴子ダム	鳴子ダム全域	<u>AA</u>	[略]	[略]
漆沢ダム	漆沢ダム全域	<u>A</u>	<u>ハ</u>	[略]	漆沢ダム	漆沢ダム全域	<u>AA</u>	<u>イ</u>	[略]
釜房ダム	釜房ダム全域	<u>A</u>	[略]	[略]	釜房ダム	釜房ダム全域	<u>AA</u>	[略]	[略]
樽水ダム	樽水ダム全域	A	<u>ハ</u>	[略]	樽水ダム	樽水ダム全域	A	<u>イ</u>	[略]
(2) 海域 [略] 備考 [略]					(2) 海域 [略] 備考 [略]				

宮城県告示第 301 号

昭和 48 年宮城県告示第 548 号（環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(1) 河川 ア 河川（湖沼を除く。） [略] イ 湖沼					(1) 河川 ア 河川（湖沼を除く。） [略] イ 湖沼				
水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	[略]	水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
大倉ダム	大倉ダム全域	<u>A</u>	<u>イ</u>	[略]	大倉ダム	大倉ダム全域	<u>AA</u>	<u>ロ</u>	[略]
(2) 海域 [略] 備考 [略]					(2) 海域 [略] 備考 [略]				

宮城県告示第 302 号

昭和 61 年宮城県告示第 208 号（環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
河川 湖沼						河川 湖沼					
水域の 名 称	水域の 範 囲	該当 類型	達 成 期 間	基 準 点	暫 定 目 標 (昭和65年度)	水域の 名 称	水域の 範 囲	該当 類型	達 成 期 間	基 準 点	暫 定 目 標 (昭和65年度)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
大倉ダム	大倉ダム 全域	Ⅱ	<u>イ</u>	大倉ダム 出口	_____	大倉ダム	大倉ダム 全域	Ⅱ	<u>段階的に暫定目標を達成し 、環境基準の可及的速 やかな達成を努める。</u>	大倉ダム 出口	<u>全りん 0.012 mg/l</u>
備考 (1) [略] (2) <u>達成期間の欄の記号「イ」とは、直ちに達成の意義である。</u> (3) [略]						備考 (1) [略] (2) <u>[略]</u>					

宮城県告示第 303 号

平成 8 年宮城県告示第 608 号（環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(1) 河川 湖沼					(1) 河川 湖沼				
水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	[略]	水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	[略]
七北田ダム	七北田ダム全域	A II	<u>ハ</u> ハ	[略]	七北田ダム	七北田ダム全域	A II	<u>イ</u> ハ	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考					備考				
(1) [略]					(1) [略]				
<u>(2) 達成期間の欄の記号「ハ」とは、5年を超える期間で可及的速やかに達成の意義である。</u>					<u>(2) 達成期間の欄の各記号の意義は、次のとおりとする。</u>				
					ア 「イ」は、直ちに達成				
					イ 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成				
(3) <u>南川ダムの全窒素</u> については、当分の間適用しない。					(3) 全窒素については、当分の間適用しない。				
(2) 海域 [略]					(2) 海域 [略]				

宮城県議会訓令甲第3号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県議会議長 佐々木幸士

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和51年宮城県議会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局長の専決)            第7条 [略]            (1)～(4) [略]            (5) 事務局長（これに相当する職を含む。次号、第8号、第9号、<u>第13号、第15号及び第23号から第25号まで</u>において同じ。）又は副事務局長（これに相当する職を含む。以下この項において同じ。）の職にある者の旅行命令            (6) 事務局長、副事務局長又は課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。第10号、第11号、<u>第12号及び第17号</u>において同じ。）の職にある者の旅行の復命の受理            (7)～(11) [略]  <u>(12) 事務局長に相当する職又は副事務局長若しくは課長の職にある者の子育て部分休暇の承認及びその取消し</u>  <u>(13) 事務局長又は副事務局長の職にある者の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し</u>  <u>(14)・(15) [略]</u>  <u>(16) 副事務局長又は課長（これに相当する職を含む。第18号から第22号まで</u>において同じ。）の職にある者の育児休業及びその期</p>	<p>(事務局長の専決)            第7条 [略]            (1)～(4) [略]            (5) 事務局長（これに相当する職を含む。次号、第8号、第9号、<u>第12号、第14号及び第22号から第24号まで</u>において同じ。）又は副事務局長（これに相当する職を含む。以下この項において同じ。）の職にある者の旅行命令            (6) 事務局長、副事務局長又は課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。第10号、第11号及び<u>第16号</u>において同じ。）の職にある者の旅行の復命の受理            (7)～(11) [略]  <u>(12) 事務局長又は副事務局長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し</u>  <u>(13)・(14) [略]</u>  <u>(15) 副事務局長又は課長（これに相当する職を含む。第17号から第21号まで</u>において同じ。）の職にある者の育児休業及びその期</p>

間の延長の承認並びにその取消し

(17)～(27) [略]

(副事務局長の専決)

第7条の2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 課長の職にある者の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(5)～(9) [略]

(課長の専決)

第8条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 職員（課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。）の職以上の職にある者を除く。次号、第8号、第10号、第17号及び第18号において同じ。）の特別休暇（各課長及び各総括課長補佐の専決に係るものを除く。）の承認

(5) [略]

(6) 職員の子育て部分休暇の承認及びその取消し

(7) 課長に相当する職（課に置かれる職に限る。第16号において同じ。）又は総括課長補佐の職にある者の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(8) [略]

(9) 職員（課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある者を除く。第11号から第15号までにおいて同じ。）の育児休業及びその期間の延長の承認並びにその取消し

間の延長の承認並びにその取消し

(16)～(26) [略]

(副事務局長の専決)

第7条の2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 課長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(5)～(9) [略]

(課長の専決)

第8条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 職員（課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。）の職以上の職にある者を除く。次号、第7号、第9号、第16号及び第17号において同じ。）の特別休暇（各課長及び各総括課長補佐の専決に係るものを除く。）の承認

(5) [略]

(6) 課長に相当する職（課に置かれる職に限る。第15号において同じ。）又は総括課長補佐の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(7) [略]

(8) 職員（課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある者を除く。第10号から第14号までにおいて同じ。）の育児休業及びその期間の延長の承認並びにその取消し

(10)～(24) [略]

3 [略]

(総括課長補佐の専決)

第8条の2 [略]

2 総務課の総括課長補佐は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事務を専決することができる。

(1) [略]

(2) 職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(3)～(5) [略]

(委任)

第29条 本章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、議長が別に定める。

様式第10号 (第17条関係)

[略]				
	[略]		[略]	
	[略]	[略]		
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				

(9)～(23) [略]

3 [略]

(総括課長補佐の専決)

第8条の2 [略]

2 総務課の総括課長補佐は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事務を専決することができる。

(1) [略]

(2) 職員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(3)～(5) [略]

(準用)

第29条 本章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、行政文書管理規則（平成11年宮城県規則第84号）及び文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）を準用する。

様式第10号 (第17条関係)

[略]				
	[略]		[略]	
	[略]	[略]		
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				

[略]			[略]		
[略]		[略]	[略]		[略]
年 月 日申請 開示 一部開示 <u>不開示</u> 不開示理由：第 号に該当	年 月 日申請 開示 一部開示 <u>不開示</u> 不開示理由：第 号に該当	[略]			
[略]					
(注) 1～3 [略]					

[略]			[略]		
[略]		[略]	[略]		[略]
年 月 日申請 開示 一部開示 <u>非開示</u> 非開示理由：第 号に該当	年 月 日申請 開示 一部開示 <u>非開示</u> 非開示理由：第 号に該当	[略]			
[略]					
(注) 1～3 [略]					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 宮城県議会訓令甲第4号

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県議会議長 佐々木幸士

### 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮城県議会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> (17) [略]</p>	<p>(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) [略]</p>

#### 附 則

この訓令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日から施行する。